令和5年第12回農業委員会総会議事録

令和5年12月19日(火)第12回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員16人

会長 18番 仲田清志 会長職務代理者 1番 神山順一

2番 赤井勝利 3番 小田正廣 4番 西村 勉

5番 奥津賢司 6番 平 利一

8番 倉脇敏弥 9番 井藤孝久 10番 宮本武博

12番 小川広文 13番 山田條一

14番 森 立夫 15番 安達利延 16番 信谷昌吾

17番 藤本 彰

推進委員 7人

2番 兒 玉 公 治 3番 泉 登

4番 溝尾 美惠子 5番 三輪 金樹

7番 後藤保夫 9番 逸見則夫

10番 妹尾元弘

欠席委員 5人

7番 奥津忠和 11番 藤川 雅 1番 谷岡貴寿

6番 妹尾良和 8番 大原砂利

議事 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可

申請について

議案第56号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 法務局照会について

完了届について

転用工事進捗状況報告について

農地法第18条6項の規定による通知について

利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員(書記)

 事務局長
 森本 裕子

 参事
 谷岡 利典

 主查
 赤迫 隆

 主任
 真治 将史

(開会時刻 午前9時40分)

谷岡参事

只今から、新見市農業委員会第12回総会を開催いたします。本日の出席は23名です。欠席は、7番奥津委員、11番藤川委員、推進1番谷岡委員、推進6番妹尾委員、推進8番大原委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

改めまして、おはようございます。本日も円滑な議事進行にご協力 をお願い致します。

谷岡参事

ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、12番小川委員、13番山田委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3 条の申請が10件ございました。現地確認を1番、2番、3番、10 番は12月5日に行っており、4番から9番は12月6日に行ってお ります。それでは、1番でございます。場所は草間、現況地目は田1 筆、畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物 は水稲、野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第 2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人 は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有してい ます。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供 すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第2号 ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまし て信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を 行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれます ので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当は ございません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作がで きないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったも のであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総 合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当は ございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番神山委員。

神山委員

1番神山です。確認日12月17日、藤川委員、藤本委員と行いました。場所は、草間の●●地内にありました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご 質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号1番の議案に賛成 の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案 第52号2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、場所は草間、現況地目は田2筆、畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲、野菜、果樹、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請当事者は親子で、親である譲渡人が高齢で耕作が難しくなったため、子である譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番神山委員。

神山委員

1番神山です。これは、先程説明しました1番と同じ確認日、12 月17日に同じメンバーで行いました。場所も同じ地区です。親族間の贈与によるもので問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご 質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号2番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第52号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございますが、場所は上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請当事者の先代間で農地法第3条の賃借権設定で耕作していた土地で、今回、譲渡人と譲受人の間で贈与する旨の合意が成立したものあり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。

赤井委員

2番赤井です。確認日12月13日、谷岡推進委員、泉推進委員と3 名で行っております。場所は、上熊谷と菅生の交差点から100mほど ●●方面に行ったところにありました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質

問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号3番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第5 2号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、4番でございますが、場所は哲西町八鳥、現況地目は田7筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は相続財産管理人として申請地を売却するもので、申請地近くに居住する譲受人が売買により取得し、耕作することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。

奥津(賢)委員

5番奥津です。12月11日に奥津忠和委員、妹尾推進委員と確認しております。場所は、 $\oplus \oplus \oplus$ 地区にあり、よく整備されておりました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号4番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第5 2号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に5番に入る前に、5番、6番、7番の譲受人の耕作面積について、補足いたします。こちらは、譲受人の現在の面積 31499.87 ㎡に申請が出ている土地の面積を合計した面積を記載しておりますので、5番、6番、7番で面積表記が異なっております。ご了承ください。

それでは、5番でございますが、場所は哲西町矢田、現況地目は田3 筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作 業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でご ざいますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作 する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事 する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に 利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第 5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕 作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになっ たものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ 総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当は ございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許 可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。

奥津(賢)委員

5番奥津です。4番と同じメンバーで、同じ日に確認日しました。場所は、●●駅の裏にありました。整備されておりで問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号5番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第5 2号6番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、6番でございますが、場所は哲西町矢田、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。

奥津(賢)委員

5番奥津です。5番と同じメンバーで同じ日に現地確認し、場所も同じところです。よく整備されておりました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号6番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第5 2号7番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、7番でございますが、場所は哲西町矢田、現況地目は田1筆で ございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従 事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でござい ますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する 予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。

奥津(賢)委員

5番奥津です。この件も5番6番と同じメンバーで同じ日に確認しま した。場所も同じです。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号7番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第5 2号8番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、8番でございますが、場所は哲西町矢田、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は高齢により耕作することが難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当は

ございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。

奥津(賢)委員

5番奥津です。これも同じメンバー奥津忠和委員、妹尾推進委員と同日12月11日に現地確認をしております。場所は、哲西支局の北側にありました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号8番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第5 2号9番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、9番でございますが、場所は西方、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地に隣接する家を譲受人が購入することに伴い、同時に申請地を取得し耕作を行うということで合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番倉脇委員。

倉脇委員

8番倉脇です。確認日12月18日、平委員、溝尾推進委員とおこな

いました。場所は、西方の●●地区にありました。購入する家に隣接しており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号9番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第5 2号10番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、10番でございますが、場所は大佐永富、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人が申請地を継続して耕作することが難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。

宮本委員

10番宮本です。12月13日に、山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。場所は、真庭市との境にあり真庭市の人がよく耕作されている場所です。よく整備されています。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号10番の議案に賛成 の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第53号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

議案第53号農地法第4条につきまして、申請が1件ございました。 現地確認を12月6日に行っております。それでは、1番でございます。 場所は、哲多町蚊家、現況地目は田5筆でございます。 転用目的は農地 改良嵩上げの一時転用で、転用理由は、申請地は上段の農地より段々に下がっており、農作業の効率が悪いことから、利便性を向上させるため 嵩上げするもので、申請地の改良後は、果樹の栗、柿を栽培する予定とのことです。 工事期間は許可日から2年間です。この申請地のうち、●●●番は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。また、●●●●番、●●●番、●● 番は農振農用地でありますが、この度の転用は一時転用で、農地改良後は農地として使用するため、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。12番小川委員。

小川委員

12小川です。現地確認を12月10日、井藤委員、安達委員、逸見推進委員と行いました。場所は、蚊家の●●地区にありました。申請人の家裏の農地です。以前、嵩上げ申請した農地に隣接しております。谷の方へ下がった農地で耕作機械が入ることも難しいため、耕作しやすくするために嵩上げするものです。よろしくお願いします。

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第53号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(举手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。なお、4条の議案については面積が30aを超えるため、県農業会議へ諮問することとなります。続きまして、議案第54号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

議案第54号農地法第5条につきまして、2件申請がございました。 現地確認を1番は12月5日に行っており、2番は12月6日に行って おります。それでは1番ですが、場所は唐松、現況地目は畑1筆でござ います。転用目的は露天駐車場です。転用理由は、申請地の隣の空き家 を購入したが、駐車場が狭いため、申請地を露天駐車場として使用した く、申請するもの。というものです。契約の種類は売買による所有権移 転です。工事期間は許可日から令和6年3月31日です。この申請地は、 甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第 2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、 被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請 地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないもの と考えます。資金計画ですが、土地取得費、土地造成費は記載のとおり で、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員

4番西村です。現地確認を12月9日、森委員、三輪推進委員と行いました。場所は、180号線から唐松、草間方面へ行く途中突当るT字路を右へ30m行き、さらに右へ200m入ったところにありました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第54号1番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(举手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案 第54号2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、場所は上市、現況地目は田2筆でございます。転用目的は資材置場です。転用理由は、木の伐採作業及び搬出に伴い、原木置場としたいため。というものです。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。工事期間は許可日から3年間です。この申請地は農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。

平委員

6番平です。12月13日に、赤井委員、泉推進委員と現地確認しました。場所は、上市の●●地区へ行く途中にあります。山林と隣接している土地で、現在は耕作されておらず問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第54号2番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、今回の案件 全てについては面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意と なりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員

「よろしい。」

会 長

諮問不要として、許可を決定いたします。続きまして、議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規に ついて事務局の説明をお願いします。

森本局長

今回新規の貸付が11件でております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。11件のうち1件は申請人が思われている土地と実際の地が違うようなので保留といたします。1番坂本、田1筆2年使用貸借、2番坂本、田1筆用水路1筆10年使用貸借、3番坂本、田3筆10年使用貸借、4番大佐田治部、田1筆5年使用貸借、5番哲多町田淵、田1筆4年11ケ月使用貸借、6番哲西町八鳥、田2筆3年賃貸借、7番哲西町大野部、田2筆5年賃貸借、8番哲西町矢田、田1筆3年賃貸借、9番哲西町矢田、上神代、田16筆10年賃貸借、10番保留、11番哲西町上神代、田1筆6年賃貸借です。新規については以上です。

会 長

新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。 1 番からお願いします。

泉委員

3番泉です。1番2番3番まで説明します。確認を12月12日、平 委員と行いました。場所は、1番は耕作者の家のそばです。2番3番は、 耕作者の田のそばであり、荒れると困るということから引き受けられま した。

会 長

続いて4番を後藤推進委員。

後藤委員

推進委員7番後藤です。現地確認を12月13日、山田委員、宮本委員と行いました。場所は、大佐田治部●●地区にあります。問題ありません。

会 長

5番について、9番逸見推進委員。

逸見委員

推進委員9番逸見です。現地確認を12月10日、井藤委員、安達委員、小川委員、私とで行いました。場所は、哲多町田淵●●地区です。事案にあるとおり実質は更新です。

会 長

6番から11番について10番妹尾推進委員。

妹尾(元)委員

推進委員10番妹尾です。現地確認を12月11日、奥津忠和委員、 奥津賢司委員と3名で行いました。場所は、6番は哲西町八鳥地区、最 近耕作面積を広げております。7番は、哲西町大野部●●地区にあります。耕作者の田の近くになります。8番は、哲西町矢田●●地区にあり、6番と同じ人が耕作します。9番は、近くの●●さんが耕作されていましたが今年から既に作りはじめたので正式に契約しました。10番は、事務局の説明のとおりです。11番は、耕作者が個人から会社へ変更になったものです。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号の新規について賛成 の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

再設定が5件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長

再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足 説明がありますか。

全 員

「ありません。」

会 長

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号再設定の議案に賛成 の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第56号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

現況証明の申請につきまして、6件申請がございました。現地確認を、 1番、2番、5番、6番は12月5日に行っており、3番、4番は12月 6日に行っております。

それでは1番でございます。場所は足見、台帳地目は畑1筆です。現 況地目は原野でございます。理由は、申請地は、平成15年頃より耕作 されておらず、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に2番でございます。場所は草間、台帳地目は畑2筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地の●●●●番は桃を作っていたが、山林に囲まれておりサルやイノシシの獣害がひどかったため、20年以上耕作しておらず、現況の通りになっている。また、●●●●番は桃や柿を作っていたが、土壌が石灰岩質で機械が入らず、イノシシの獣害もあったため、30年以上耕作しておらず、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に3番でございます。場所は哲西町大野部、台帳地目は田7筆です。 現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、長年耕作しておらず、 人手も足りなく、後継者もおらず荒廃地化してしまい、個人では復旧が 困難となっている状況で、平成12年9月頃より、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に4番でございます。場所は上市、台帳地目は畑1筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、50年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和48年頃より、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に5番でございます。場所は新見、台帳地目は田4筆です。現況地目は宅地、雑種地でございます。理由は、申請地は、昭和57年に申請人の亡き夫が相続し、平成22年に申請人が相続したものである。昭和56年頃から申請地を宅地と雑種地として利用しており、現在も現況のとおりとなっているため、証明願うものである。というものでございます。

次に6番でございます。場所は新見、台帳地目は田1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、昭和50年1月に興隆株式会社の倉庫が建築され、以来宅地として利用されており、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。 1番について 1番 神山委員。

神山委員

1番神山です。12月17日に藤川委員、藤本委員、私とで現地確認しました。場所は、●●地区にあり回りも原野になっており原野と思います。以上です。

会 長

2番について1番神山委員お願いします。

神山委員

1番神山です。1番と同日、同じメンバーで確認しました。3条で説明しました同じ地区にあります。雑木が生えており、桃と思われる木もありましたが枯れており原野と思います。

会 長

3番について5番奥津委員。

奥津(賢)委員

5番奥津です。12月11日に奥津委員、妹尾推進委員と現地確認しました。場所は、●●地区から南の東城方面へ行った先に消防機庫があります。そこを北へ行ったところにありました。原野になっておりました。

会 長

4番について6番平委員。

平委員

6番平です。12月13日に赤井委員、泉推進委員と確認しております。場所は、●●地区になります。植林されていると思われ山林と確認しました。以上です。

会 長

5番6番について8番倉脇委員。

倉脇委員

現地確認を12月18日、平委員、溝尾推進委員としました。5番場所は、上から3筆は \bigcirc から東北へ300 mあがったところにあり宅地と確認しました。雑種地は旧保健所の裏にあり駐車場となっておりました。次に6番、 \bigcirc のローソンから北へ行ったところにあります。倉庫が建てられており宅地だと考えます。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご 質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第56号について認定に賛成 の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、認定といたします。ここで、10時45分まで休憩

とします。

~ 休憩 ~

再開します。報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

法務局照会について、今回3件ございました。現地確認ですが、1番、 2番は10月31日に、3番は11月21日に行っております。

それでは、1番ですが、場所は哲多町田淵、登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。

次に2番、場所は哲多町田淵、登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。 農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、農地と回答しています。

次に3番、場所は神郷油野、登記地目は畑1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は昭和34年頃から宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願い します。1番から12番小川委員。

小川委員

12番小川です。10月31日に逸見推進委員、井藤委員、安達委員、 私の4名で確認しました。場所は、哲多町田淵地内で県道55号線から 50m入ったところにありました。1番2番は並びの土地でした。1番 は長年耕作されていない状態で立木や茅でおおわれており非農地と回答 しました。2番は1番の下側にありました。最近まで保全管理、草刈り 等をされていたように見えますので農地と回答いたしました。以上です。

会 長

3番を16番信谷委員。

信谷委員

16番信谷です。現地確認を11月18日、仲田委員、大原推進委員と行いました。場所は、神郷上油野 \oplus 方面と \oplus の分かれがあります。そこを \oplus 方向へ150m行った右側にあります。平屋の家が建っていましたので非農地と回答しました。

会 長

次に完了届について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

完了届が3件でております。上熊谷地内2件、農地法第5条工事用道路設置、建設資材置場として申請があったものです。豊永佐伏地内1件、農地法施行規則第29条農機具倉庫及び進入路であります。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。2番赤井委員。

赤井委員

2番赤井です。11月9日に確認し、きれいにできておりました。

会 長

3番を17番藤本委員。

藤本委員

17番藤本です。現地確認12月16日にしております。倉庫が完成し機械が入っておりました。以上です。

会 長

続いて、農地転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。

森本局長

農地転用工事進捗状況報告が2件でております。豊永宇山地内、農地 法第4条農地改良嵩上げ、大佐大井野地内、農地法第4条農地改良嵩上 げ以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。

藤本委員

17番藤本です。12月16日に確認しました。完了までには、まだまだ時間がかかるように見うけられました。以上です。

会 長

2番について10番宮本委員。

宮本委員

10番宮本です。12月13日に確認しました。個人が作業しておりますので時間がかかっており90パーセントできておりました。

会 長

続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務 局の説明をお願いします。

森本局長

農地法第18条第6項の規定による通知が1件でております。上熊谷 地内本件土地を借受人の子に贈与する為となっております。3条申請が でております。

会 長

この件について、関係地区委員より、補足説明があればお願いします。 2番赤井委員。

赤井委員

2番赤井です。12月9日に確認しました。以上です。

会 長

続いて利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

利用権設定中途解約合意書が3件でております。大佐田治部地内、借受人が高齢により耕作ができなくなったためのものです。こちらについては、農業経営基盤強化促進法で新規の提出があります。次に、神郷下神代地内、借受人を変更する為です後日提出する予定となっております。次に、神郷下神代地内、中間管理機構を通じて契約する為に中途解約するものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。7番後藤推進委員。

後藤委員

推進委員7番後藤です。55号の案件です。

会 長

次に、2番3番を16番信谷委員。

信谷委員

16番信谷です。12月8日に仲田委員、大原推進委員と確認しました。2番は、地元の農業者に譲ることなので問題ないと思います。3番は、中間管理機構を通すので問題ありません。

会 長

続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。

事務局

(ありません。)

会 長

続いて、その他、本日総会前に農地部会を開きました。その内容を部 会長より説明をお願いします。

藤本部会長

先月総会において、法務局照会の時期不詳宅地について問題があるのではないかと指摘があり農地部会を開き検討した結果、原因については登記もれがあるのではないかと思われる。今後の対応としては、事務局

が法務局へ確認日の確認を要望しております。なお、時期不詳であがってきた場合は、委員が確認に行った時に当該者へ建物を建てた時期を確認することとします。その他、10年内の場合には始末書をだしていただくようにします。このことについて皆様、異議がありますか。

(意見、質問なし)

ないようなので宅地に関しては時期不詳とは無いように努めていきた いと思いますのでご了承ください。

会 長

その他、ご意見ご質問はありますか。それでは、次回総会についてお願いいたします。

森本局長

その前に、この後12時に研修会に出発しますので、食事等を済ませてバスに乗ってください。お手元に農業会議からのアンケートを配布しております。次回総会1月19日までに提出していただければと思います。

谷岡参事

次回の総会ですが、1月19日金曜日、午後3時から場所は南庁舎1階会議室1Cで開催します。第1階の総会のため写真撮影を行います。なお、午後6時から食源の里祥華で新年会を開催します。又、2月の予定ですが2月16日金曜日に南庁舎3階大会議室で開催予定です。以上です。

会 長

他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神 山代理にお願いします。

神山代理

以上で総会を閉会します。本日は、この後、12時からバスで移動し研修会がありますのでよろしくお願いします。今日は、お疲れ様でした。

(閉会時刻 午前 11 時 05 分)

署名委員

議	長			
委	員			
	•			
禾	吕			